



宮古労働基準監督署発表
令和6年6月3日

【照会先】 宮古労働基準監督署

○署長 井上 茂樹

監督課長 おおぎみ たくや
大宜見 拓矢

電話 0980-72-2303

労働基準法違反容疑で書類送検

～ 月 100 時間以上の違法な時間外労働を行わせた疑い～

宮古労働基準監督署（署長：井上^{いのうえ} 茂樹^{しげき}）は、令和6年3月21日、株式会社南西楽園リゾートほか1名を、労働基準法違反の疑いで那覇地方検察庁平良支部に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者2名に、法定の除外事由がないにもかかわらず違法な時間外労働を行わせたもの

1 被疑者

株式会社南西楽園リゾートほか1名
所在地：沖縄県宮古島市

2 違反条文等

労働基準法違反
同法第32条第1項・第2項
同法第119条第1号（罰則）
同法第121条第1項（両罰規定）（別添「関連条文」参照）

3 被疑内容

労働基準法では、労働者に1日8時間・1週40時間を超えて労働させてはならないとし、これを超える時間外労働を行わせる場合は、36協定を締結・届出し、協定の範囲内で時間外・休日労働を行わせなければならないところ、被疑者株式会社南西楽園リゾートは、同社の労働者2名に、有効な36協定の締結・届出なく違法な時間外労働を行わせた疑いがあるものです。

4 その他

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いことから、宮古労働基準監督署では、引き続き現場への立入調査等を行っていくとともに、法違反を伴う長時間労働に対しては、書類送検を行うなど厳正に対処していく方針です。

関連条文

○労働基準法（昭和22・4・7法律第49号）（抄）

（労働時間）

第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

（罰則）

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条（第七項を除く。）、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第一百四十二条の規定に違反した者

（第二号～第四号 略）

（両罰規定）

第121条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

（第2項 略）